

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年 12 月 13 日

東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑳ 略

㉘ 株式会社安田造船所が、二町谷地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした観光施設、宿泊施設、住宅等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 81 のとおり変更する。【令和 3 年度着工予定】

<市が定める都市計画に係るもの>

・二町谷地区地区計画 別紙 81

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

①～③ 略

④ 複合 M I C E 施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、世界からヒト、モノ、カネを集積できることから経済への波及効果が高い大規模な国際会議等の M I C E を誘致するために国内最大規模の複合 M I C E 施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域 東京都江東区有明北 3-1

c) 当該事業の実施期間

平成 29 年 10 月着工、令和 2 年 3 月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合
M I C E 施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号ロ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合 M I C E 施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が
激化する世界の M I C E 市場における誘致に関する国際競争力を強化し、M
I C E 開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界
で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野にお
ける我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏に
おける特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 住友不動産株式会社（東京都新宿区）

(24) 名称：国家戦略特別区域障害者雇用創出事業

内容：障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 4 に規定する国家戦略特別区域障害者雇用創
出事業）

以下に掲げる有限責任事業組合について、障害者雇用促進法第 45 条の 3 第
2 項に規定する事業協同組合等とみなし、事業協同組合等とその組合員とで実
雇用率の通算を可能とする、障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度の対象と
することで、中小企業による障害者雇用を促進する。【直ちに実施】

① ウィズダイバーシティ有限責任事業組合（東京都渋谷区）

(25) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 5 に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔
指導事業）

国家戦略特別区域法第 20 条の 5 第 1 項に規定する登録を受けた薬局開設者
が、千葉市全域（同法第 20 条の 5 第 2 項に規定する特定区域）において、薬剤
師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤
遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げ
る要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。

【令和元年度中に実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(9) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「I・TOP横浜実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、横浜市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「I・TOP横浜実証ワンストップセンター」（以下「センターという。」）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び横浜市

ii) 設置場所：横浜市役所（横浜市中区港町1丁目1番地）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・ 関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・ 実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・ 実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・ 国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・ その他、実証実験の実施に必要な支援

三浦都市計画地区計画の変更（三浦市決定）

都市計画二町谷地区地区計画を次のように変更する。

名	称	二町谷地区地区計画
位	置	三浦市三崎五丁目及び白石町地内
面	積	約 13.7ha
地区計画の目標		<p>二町谷地区は、本市の南西部に位置し、将来の国際化に対応できる漁港として整備を行うために、公有水面埋立法による公有水面埋立免許を受けて、埋立事業が行われた区域である。</p> <p>本地区計画は、本市の水産業を発展・活性化させるため、水産業関連施設等を誘導し、良好な水産物の流通・加工の拠点の形成とその保全を図るとともに、地域資源を活用した観光、商業、海洋レクリエーション等の複合機能からなる「海業」を振興するため、国際競争力の強化に資する観光施設、宿泊施設、住宅を誘導するなど、魅力あふれる多様性のある地区の形成とその保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>持続可能な都市づくりを進めるため、地域社会との共生と防災に配慮した土地利用を踏まえ、水産関連の機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な業務環境の形成と保全を図るとともに、海際の親水性と景観を活かした多様性のある都市機能を有した建築物等の立地を誘導し、良好な都市環境の形成と保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区内において、道路、公園、緑地等を適正に配置するとともに、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な水産物の流通・加工の拠点及び魅力あふれる多様性のある地区を形成するために必要な建築物の用途の制限や壁面の位置の制限を定める。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かな景観を形成するため、敷地内及び公共空間での緑化に努めるとともに道路境界線からの壁面後退部分を緑化し、保全を図る。</p>

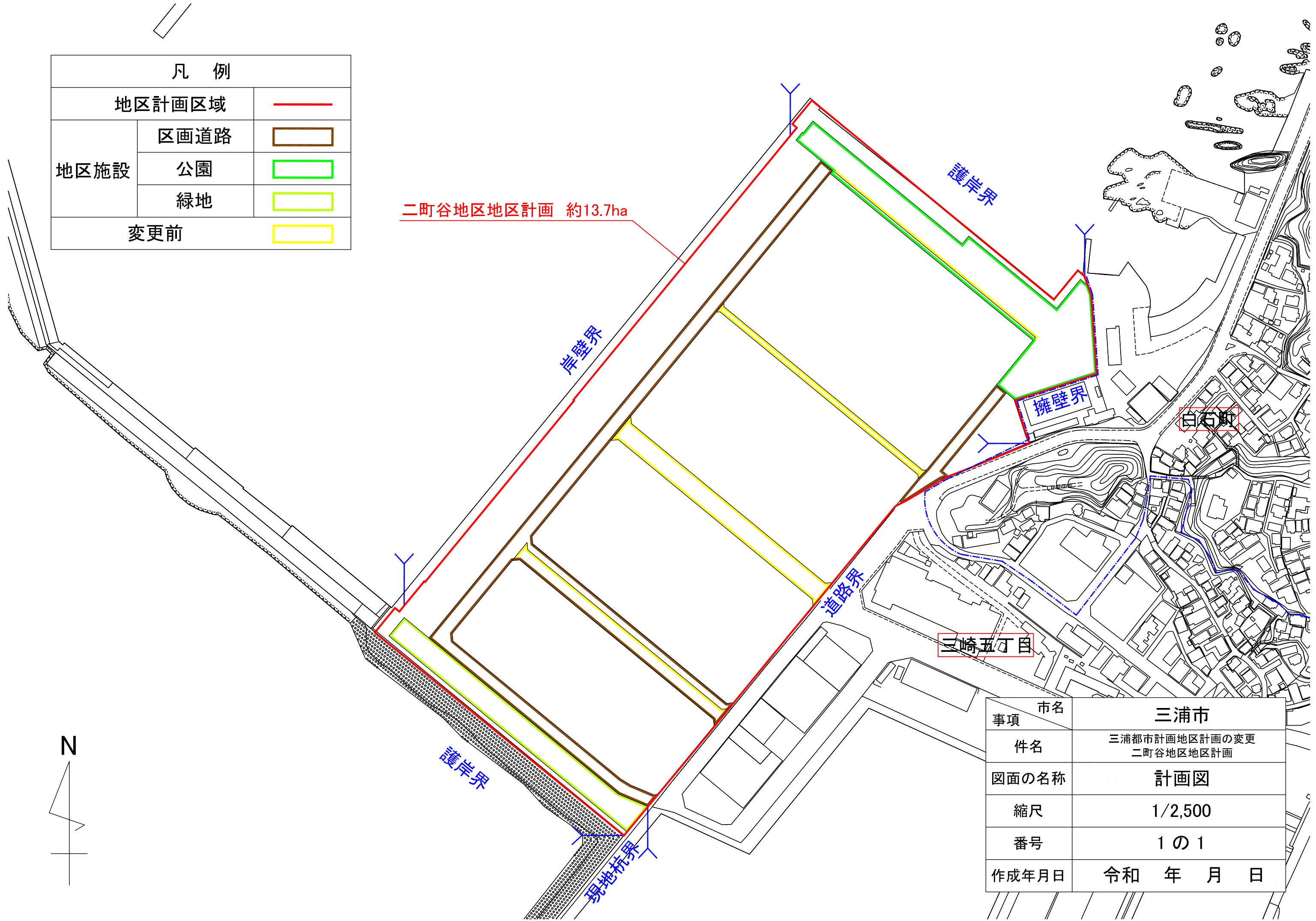
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 16.0m 延長約 200m 幅員 12.0m 延長約 480m 幅員 10.0m 延長約 300m
		公園	1ヶ所 約 9,600 m ²
		緑地	1ヶ所 約 4,500 m ²
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げるもの以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 工場（廃棄物処理場を含む。）</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 店舗</p> <p>(7) 事務所</p> <p>(8) 飲食店</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 集会場</p> <p>(11) 診療所</p> <p>(12) 公衆浴場（個室付浴場に係るものを除く。）</p> <p>(13) 学校（幼稚園、小学校、中学校を除く。）</p> <p>(14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条に定める建築物（火葬場、と畜場、ごみ焼却場を除く。）</p> <p>(15) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第 130 条の 9 に定める建築物</p> <p>(16) 汚物処理場（下水処理場を含む。）その他これらに類する建築物</p> <p>(17) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(18) 前各号の建築物に附属するもの</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p style="text-align: center;">300 m²</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りではない。</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁の色彩は、周辺の景観と調和したものとする。</p>

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

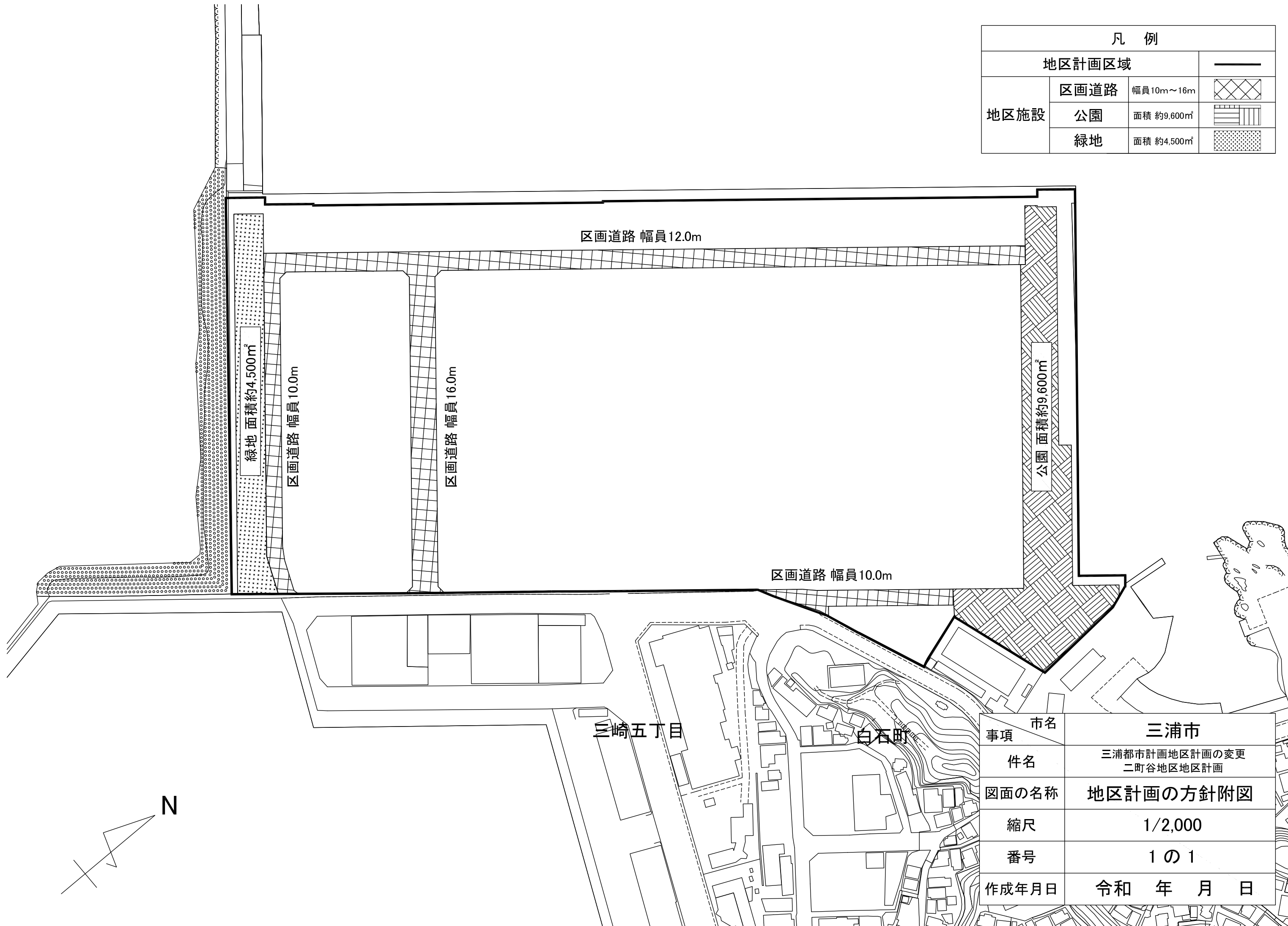
凡 例		
地区計画区域		—
地区施設	区画道路	—
	公園	—
	緑地	—
変更前		—

二町谷地区地区計画 約13.7ha



事項	市名	三浦市
件名	三浦都市計画地区計画の変更 二町谷地区地区計画	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	1の1	
作成年月日	令和 年 月 日	

凡 例			
地区計画区域			——
地区施設	区画道路	幅員10m~16m	
	公園	面積 約9,600㎡	
	緑地	面積 約4,500㎡	



事項	市名	三浦市
件名	三浦都市計画地区計画の変更 二町谷地区地区計画	
図面の名称	地区計画の方針附図	
縮尺	1/2,000	
番号	1 の 1	
作成年月日	令和 年 月 日	